

施設入所児童（高校進学予定者）応募について

公益財団法人 是川奨学財団

連絡先 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 1-5-14-303

TEL 番号 06-6222-2077 FAX 番号 06-6222-5821

Mail jimukyoku@korekawa-zaidan.jp

1. 募集期間

令和6年1月9日（火）～令和6年2月22日（木）

応募サイト（財団指定ウェブサイト）より申込事項入力の上、提出書類③④の資料を財団事務局あてに郵送してください。（ウェブサイト入力方法については財団事務局までお問い合わせください）募集期間を過ぎますと入力できなくなります。

※応募サイト（指定ウェブサイト）は、各施設様向けに個別案内させて頂いております。
すでに当財団奨学金応募に関するIDをお持ちの施設様は同じ応募サイトからお申込み願います。

2. 採否の決定

令和6年3月上旬の選考委員会にて、令和6年度奨学生の採用者を決定します。

※選考結果は3月下旬応募者様へご連絡させていただきます。

3. 提出書類

- ① 是川奨学資金申込書（高等学校）・・・応募サイトより申込事項入力
- ② 是川奨学資金必要概算額計算書（入学時）・・・応募サイトより申込事項入力
- ③ 作文（テーマは“将来の夢”又は“進学の目的”）※400字詰め原稿用紙2枚程度
- ④ 中学校3年間の成績証明書又は通知表コピー（5段階評定による）（開封無効とします）

4. その他

(ア) 翌年5月に給付金の精算書（別途送付）を作成し、領収書等を添付のうえ財団に提出してください。 ※精算額が給付金に満たない場合は差額分を返還していただきます。

(イ) 退学の場合

理由の如何にかかわらず途中退学した場合、奨学金給付額の2分の1を返還していただきます。

(ウ) 辞退の場合（家族引取り等による辞退）

辞退の時点で、給付済み奨学金の2分の1を返還していただきます。

(エ) 卒業時の対応

対象児童の卒業時に、卒業を証するものを提出してください。提出の無い場合は退学扱いとなり、給付済み奨学金の2分の1を返還して頂くこととなります。

※その他「是川奨学金」については「是川奨学金給付要綱」を参照して下さい。

尚、ご不明な点がございましたら財団事務局までお問い合わせ願います。